

回 覧 栃 教 協

県人事委員会勧告

令和3年10月18日

2年連続 月例給改定なし・特別給を引下げ勧告

栃木県人事委員会は、10月15日（金）、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。勧告は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内848民間事業所から175事業所を無作為に抽出し、そのうち136事業所（完了率77.7%）、約6,000人の個人別給与等を調査した結果をもとに行われた。

【人事委員会勧告のポイント】

○月例給改定なし、特別給（ボーナス）を引下げ

① 月例給については、民間給与との較差（△0.01%）が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であること等から改定なし

② 特別給については、民間の支給割合との均衡を図るため引下げ（0.15月分）

支給月数 4.45月⇒4.30月 民間の支給割合＝4.32月

今年度は、12月支給の期末手当が0.15月分引下げとなる。

《改定の実施時期》・・・条例の公布日から実施

公務運営に関する課題として、

・総実勤務時間の短縮 ・仕事と家庭生活の両立支援 ・メンタルヘルス対策 ・多様で有為な人材確保への取組 ・定年の引上げ などが挙げられた。

今後も栃教協は、実効性のある働き方改革が進められるとともに、人材が確実に確保されるよう求めていく。また、学校現場の実情に合った定年延長となるよう、現在の再任用制度との関連を図りながら、継続して検討・要望していく。



ご意見・ご要望は

栃木県教職員協議会へ